	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成24年11月１日から平成24年11月30日まで	2,635
三重県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成24年11月１日から平成24年11月30日まで	2,031

⑸　まがれい

第８の２の⑹に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
秋田県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）		平成24年９月１日から平成24年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県の地先水面（ただし第２種共同漁業権水域を除く）	平成24年２月１日から平成24年３月31日まで	3,099
山形県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）		平成24年９月１日から平成24年10月31日まで	1,870
	かれい固定式刺し網漁業		平成24年３月１日から平成24年４月30日まで	2,147
新潟県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	次のア、イ、ウ、エの４点を順次結んだ３線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア　山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ　アから西北西の線上15海里の点 ウ　新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ　新川河口中心点	平成24年９月16日から平成24年10月31日まで	1,843

⑹　まこがれい

第８の２の⑺に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
山口県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成24年１月１日から平成24年２月10日まで	11,685
福岡県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成24年１月１日から平成24年２月10日まで	2,130
大分県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成24年１月１日から平成24年２月10日まで	2,445

⑺　やなぎむしがれい

第８の２の⑻に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期間	漁獲努力量（隻日）
福島県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成24年４月１日から平成24年６月30日まで	1,776
茨城県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成24年４月１日から平成24年６月30日まで	1,920

２　第８の３の⑴～⑻に定める第２種特定海洋生物資源ごとの平成25年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の⑴～⑺のとおりとする。

⑴　あかがれい

第８の３の⑴に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期間	漁獲努力量（隻日）
石川県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	平成25年４月１日から平成25年５月31日まで	3,884
福井県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	平成25年４月１日から平成25年５月31日まで	2,006
京都府	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	平成25年４月１日から平成25年５月31日まで	560

⑵　さめがれい

第８の３の⑶に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
青森県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	平成25年５月１日から平成25年６月30日まで	388